【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 平成26年6月26日

【事業年度】 第7期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

【会社名】 アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社

【英訳名】 ARCHITECTS STUDIO JAPAN INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 丸 山 雄 平

【本店の所在の場所】 東京都港区高輪三丁目23番14号

【電話番号】 03-3448-1231 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 管理本部・事業開発本部所管

管理本部長 松田 静夫

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区角田町8番1号

【電話番号】 06-6363-5701 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 管理本部 管理部長 山口 裕司

【縦覧に供する場所】 アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社 大阪支店

(大阪市北区角田町8番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第3期	第4期	第 5 期	第6期	第7期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年 3 月
売上高	(千円)	1,029,532	1,157,969	1,307,694	1,349,179	1,582,788
経常利益	(千円)	148,704	187,697	124,837	176,865	254,803
当期純利益	(千円)	88,900	106,918	69,001	105,097	141,938
持分法を適用した場合 の投資利益	(千円)					
資本金	(千円)	88,886	89,070	89,070	89,070	375,755
発行済株式総数	(株)	1,026,500	1,210,000	1,210,000	1,210,000	1,522,000
純資産額	(千円)	326,033	433,135	502,137	607,235	1,322,543
総資産額	(千円)	815,643	920,894	982,937	1,126,758	1,773,208
1 株当たり純資産額	(円)	317.62	357.96	414.99	501.85	868.95
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	()	()	()	()	()
1 株当たり当期純利益 金額	(円)	94.23	101.75	57.03	86.86	109.70
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	(円)					108.29
自己資本比率	(%)	40.0	47.0	51.1	53.9	74.6
自己資本利益率	(%)	40.7	28.2	14.8	18.9	14.7
株価収益率	(倍)					27.2
配当性向	(%)					
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)			38,681	150,919	326,212
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)			62,733	36,807	73,657
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)			9,038	78,908	475,080
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)			271,143	306,824	1,034,459
従業員数	(名)	43	46	53	56	58

- (注) 1 . 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については 記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 - 4.第3期から第6期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権はありますが、 当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 - 5 . 第 3 期から第 6 期までの株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 - 6.第3期及び第4期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フロー に係る各項目については記載しておりません。
 - 7.第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第3期及び第4期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

年月	概要
平成19年11月	大阪市中央区にASJ建築家ネットワーク事業(建築家を活用した建物づくりの選択肢を提供する事業)の運営を主な事業目的とした、アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社(資本金803千円)を設立
平成20年 1 月	本店を東京都港区港南に移転するとともに、旧本店所在地(大阪市中央区)に大阪支店を新設 イーケンセツ・ドットコム株式会社(平成20年1月1日に旧アーキテクツ・スタジオ・ジャパン 株式会社から商号変更、平成22年10月清算結了)よりASJ建築家ネットワーク事業を譲受
平成21年4月	本店を東京都港区高輪に移転
平成23年 5 月	大阪支店を大阪市北区に移転
	ASJ常設展示場(ASJ UMEDA CELL)を大阪支店に併設
平成25年12月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場

3 【事業の内容】

当社の手掛けるASJ建築家ネットワーク事業は、全国の建築家を登録・ネットワーク化するとともに、建設会社をフランチャイズ化(注)して、建築家と建設会社を結びつけ、両者の協力のもとでプラットホーム(ビジネスの基盤となる環境)を構築し、顧客が望む住宅・商業施設等を供給する事業であります。つまり、当社の事業は「建築家との家づくり」を訴求ポイントとし、住宅・リフォーム・商業施設等の建設計画がある顧客に、建築家を活用した建物づくりの選択肢を提供するものであり、「建設計画のある方が、最寄りのASJのスタジオを利用するのは当たり前」となることを目指しております。

(注)「フランチャイズ化」とは、加盟建設会社に対し一定エリア内におけるASJ建築家ネットワーク事業の展開を許諾し、サポートする ことであります。対象とする商品も、新築住宅、リフォーム、医療施設、マンション、店舗・商業施設等多岐に亘り、一般的な同一 基準商品を供給するフランチャイズ展開とは異なり、建築家・建設会社・顧客を結びつけるプラットホームを提供しております。

当社は、ASJ建築家ネットワーク事業の単一セグメントでありますが、当該事業を以下の4つの売上種類に分類しております。

スタジオロイヤリティ売上

スタジオ (加盟建設会社) の新規加盟契約に係るスタジオ加盟金及び既存スタジオに係る月額ロイヤリティ、 請負契約ロイヤリティを内容としております。

マーケティング売上

スタジオ単位で開催されるイベントに係る企画費及び販促物等のイベント関連売上を内容としております。 建築家フィー売上

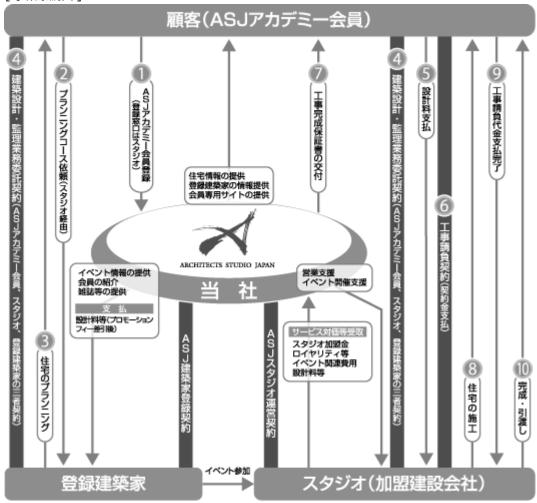
登録建築家の建築設計・監理業務委託契約に基づく設計料等に係るプロモーションフィーを内容としております。

その他売上

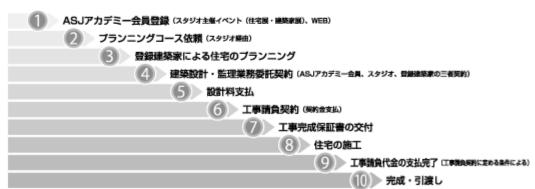
スタジオに対する各種書籍・情報誌及び建設資材・住宅設備等の売上を内容としております。

ASJ建築家ネットワーク事業を図式化すると、次の事業系統図となります。

[事業系統図]



▶建築家との家づくりの流れ(入会から完成・引渡しまで)



有価証券報告書

(1) 登録建築家について

平成26年3月末現在の登録建築家数は、国内外の有名な建築家をはじめ新進気鋭の若手建築家など2,465名であります。建築家の登録につきましては、建築家自身が当社にアプローチしてくるケースと、主に当社従業員のスーパーバイザー(SV)が建築家に対して登録を勧誘するケースとに分かれます。いずれも登録に際しましては、当社担当部門が当該建築家の建築士資格の有無、設計実績、設計コンセプト等を勘案して、ASJ建築家登録契約を締結いたします。

一般に独立してアトリエ(設計事務所)を構える建築家の活動範囲は、アトリエの周辺に限定される傾向にあります。 ASJ建築家ネットワーク事業におきましては、建築家の移動交通費等の費用を個別の物件に付加するのではなく、ASJ建築家ネットワーク事業の活動費用としてスタジオが負担することにより、建築家の活動範囲を全国へと大きく広げることが可能となりました。

(2) 加盟建設会社及びスタジオについて

平成26年3月末現在の加盟建設会社が運営するスタジオ数は北海道から沖縄県まで全国198スタジオであります。 建設会社との契約につきましては、SV及び営業担当役員等が当該建設会社の経営方針、技術力、工事実績及び今 後の営業方針を確認するとともに、当該建設会社の財務内容等を審査のうえ、ASJスタジオ運営契約を締結して おります。

加盟建設会社は、ASJスタジオ運営契約に規定された営業エリア内(原則として1エリア=20万~30万世帯)にスタジオを開設いたします。スタジオは、登録建築家及び加盟建設会社と住宅等の建築を希望する顧客であるASJアカデミー会員(以下「顧客」という。)との相談・打合せスペースであり、登録建築家との個別相談、各種セミナー等の開催にも利用される情報サロンであります。また、各スタジオは、ASJスタジオ運営契約に規定された営業エリア内で集客を目的とするイベントを開催いたします。

(3) イベントについて

ASJ建築家ネットワーク事業におきましては、スタジオ単位で開催されるイベントが重要な役割を担っております。各スタジオを担当するSVは、当該スタジオを運営する加盟建設会社と協議のうえ、年間イベント・スケジュールを作成し(1スタジオの年間イベント開催件数は3~4回程度)、当社担当部門にイベント開催の申請を行います。担当部門は、当該イベントの開催時期・内容等を精査しインターネット等を利用して、登録建築家にイベントの開催を告知いたします。建築家の参加希望を基に、担当SVとイベントを開催する加盟建設会社は協議のうえ、イベント参加建築家の絞込みを行います。通常、建築家の参加人数は1イベント当たり8~10名程度となります。イベントは、主に地域の公共施設を会場として、通常は土曜日、日曜日を含む2~3日間開催され、イベントの告知については、ASJスタジオ運営契約に規定された営業エリア内において、主に新聞の折込チラシ等を活用して行われ、集客が図られます。

建築家と加盟建設会社の協力のもとで開催されるイベントにおいては、まず会場の入場受付で来場者にアンケート用紙を配り、家づくりに対する興味の度合い、住宅建築の予定、予算等を確認いたします。会場内では、参加建築家ごとにブースが設営されており、建築家が来場者と対面で建築模型や写真パネル等を使いながら、自らの設計コンセプトや実績を直接プレゼンテーションいたします。また、イベントにおいて、来場者にASJアカデミー会員の特徴・メリット等を案内し、入会促進を図ります。

(4) ASJアカデミー会員について

イベント来場者が建築家との対話等を通してAS」建築家ネットワーク事業のシステムを理解し、建築家との家づくりに対する興味が高まると、イベント来場者はASJアカデミーへ入会いたします。ASJアカデミーは、当社のホームページをはじめ、スタジオ等を利用した各種セミナー、現場見学会、竣工物件見学会等を通じて会員が建築家の設計した家づくりを進めるうえで必要と思われる情報や知識を提供する会員組織であります。

なお、ASJアカデミー会員は、原則として入会したときに参加していたイベントを運営するスタジオ運営会社の会員であり、会員登録を他のスタジオに移管した場合以外は、他のスタジオと工事請負契約を締結することはありません。

ASJ建築家ネットワーク事業においては、各スタジオが毎年数回開催するイベント等を通してASJアカデミー会員数が増加し、従来の会員数に累積され、それらの会員の中からプランニングコース利用を経て、建築設計・監理業務委託契約から工事請負契約の締結へと進展します。

ASJアカデミー会員の入会数の確実な増加(ストックの増大)は、将来の工事請負契約の増加に比例するものであり、ASJ建築家ネットワーク事業の特徴・優位性を示すものであります。

有価証券報告書

(5) プランニングコースについて

ASJアカデミー会員が建築家の設計した家づくりを具体的に一歩進めたいと考えると、ASJアカデミーのメニューの一つであるプランニングコースを利用することとなります。プラニングコースは、顧客が『自らが選んだ建築家との相性』『プランニング』『建設コスト』『建築を請負うスタジオを運営する加盟建設会社とのコミュニケーション』といったポイントを具体的にチェックし、建築設計・監理業務委託契約、更には工事請負契約を締結するか否かを判断することを目的とするものであります。プランニングコースにおきましては、顧客、建築家、加盟建設会社とが一緒になり、顧客の様々なリクエストに応えながら意見を交えて、設計・監理及び施工上の具体的な問題点について事前に解決を図ります。

ASJアカデミーに入会することにより、顧客が希望する建築家と容易にコミュニケーションを図ることが可能となり、理想の住まいのプランニングが実現することとなります。

ASJアカデミー会員については、入会時に入会金を会員から徴収(一件につき原則として3万円、後に建設工事請負金に充当)いたしますが、申し込み時から会員期限の定めはなく、年会費は無料(プランニングコースの利用料も無料)としております。また、プランニングコース利用期間中は、建築家の変更も無料で対応することが可能です。

(6) 設計監理業務及び建設工事請負について

プランニングコースを終了すると顧客は、このプランニングコースを進めてきた建築家と建築設計・監理業務委託契約を結びますが、建築設計・監理業務委託契約は顧客、建築家及び建設を請負うスタジオ運営会社(加盟建設会社)との三者契約となります。この際、設計料は、顧客からスタジオ運営会社、スタジオ運営会社から当社、当社から当該建築家というルートで支払われます。建築設計・監理業務委託契約に基づく設計が終了すると、顧客はスタジオ運営会社と工事請負契約を結ぶことになります。

一般に建築家が設計した住宅は、設計は建築家と顧客が協議しながら独自に進行し、実際に建設工事を請負う建設会社・工務店(施工会社)は設計のプロセスに関与しないケースが多く、完成した設計図面に従い施工会社は工事を進めなくてはならず、施工会社側から見ると手間のかかる施工物件であるといわれてきました。ASJ建築家ネットワーク事業におきましては、顧客がプランニングコースを利用した時から顧客、建築家及び加盟建設会社の三者が、設計から建設工事に至る過程において発生するであろう問題点を事前に洗い出ししていくことで、設計図面では表現できない建設工事における課題を解決することにより、顧客が希望するデザイン性や設計の自由度の高い理想の家づくりが可能となることを目的としております。また、スタジオ運営会社においても、建築家の設計した住宅はハウスメーカーとの競合にあたってデザイン等で差別化がなされておりますので、ASJ建築家ネットワーク事業のメリットを享受できるものと考えます。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
58	43.3	4.4	5,654

- (注)1.従業員数は就業人員数であります。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3. 当社は、ASJ建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当期におけるわが国経済は、デフレからの脱却と経済再生の実現を目指す政府の経済政策や日銀による大胆な金融緩和等の政策効果を背景に、企業収益は改善、個人消費や設備投資にも持ち直しの動きが見られ、景気は緩やかな回復の動きを示し、底堅く推移してまいりました。

住宅業界におきましては、景気回復傾向のもとで消費マインドが改善し住宅取得意欲の向上がみられたほか、消費税引き上げ前の駆け込み需要もあって、平成25年度の新設住宅着工戸数は98万戸(対前年比10.6%増)となり4年連続で増加いたしました。

このような状況の下、当社はASJプランドの向上・浸透を目的とした『建築家のアスリートたち』のTV放映の継続やマーケティングの強化を図るとともに、新規スタジオの開設、ASJアカデミー会員の新規入会促進、スタジオに対する営業支援諸施策の実施等、積極的な営業活動に注力いたしました。特に上期におきましては、消費税増税に係る経過措置に伴う駆け込み需要の影響もあり、加盟建設会社における工事請負契約金額が増加いたしましたので、売上、利益とも高い伸びを示しました。また、下期におきましては、次年度以降の業績向上に資するべくイベント支援策の強化のための販売促進費用を増加させるとともに、一時費用として株式公開費用を計上いたしましたが、これらの費用も吸収することができました。

その結果、当期の売上高は1,582,788千円(前年同期比17.3%増)、営業利益は272,177千円(前年同期比53.5%増)、経常利益は254,803千円(前年同期比44.1%増)、当期純利益は141,938千円(前年同期比35.1%増)と過去最高益を達成いたしました。

なお、当社はASJ建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べ、727,635千円増加し1,034,459千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は326,212千円(前年同期比116.1%増)となりました。これは主に税引前当期純利益246,553千円、減価償却費27,743千円、売上債権の減少額60,605千円、未収入金の減少額29,515千円等の収入要因のほか、法人税等の支払額102,149千円等の支出要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は73,657千円(前年同期比100.1%増)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出27,098千円、差入保証金の差し入れによる支出33,570千円等の支出要因によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は475,080千円(前年同期は78,908千円の支出)となりました。これは、株式の発行による収入552,162千円等の収入要因のほか、借入金の返済による支出81,298千円等の支出要因によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしておりません。

(2) 受注状況

ASJ建築家ネットワーク事業の性格上、受注の記載になじまないため、受注状況に関する記載はしておりません。

(3) 販売実績

当社は、ASJ建築家ネットワーク事業の単一セグメントであります。当事業年度の販売実績を売上種類別に示すと、次のとおりであります。

		金額(千円)	前年同期比(%)
	スタジオロイヤリティ売上	893,167	120.2
	マーケティング売上	420,286	116.1
	建築家フィー売上	156,966	110.1
その他売上		112,368	110.6
A S	- 5 J建築家ネットワーク事業(合計)	1,582,788	117.3

⁽注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

わが国の新設住宅着工戸数は、少子高齢化の進展等を考慮すると、先行き大幅な増加は期待できないとみられております。しかしながら、個々のライフスタイルを重視した理想の家づくりに対するニーズは、今後も着実に増大していくものと思われ、「建築家との家づくり」というマーケットは成長が期待されます。

こうした状況のもと、当社は継続的に企業価値を増大していくため、以下の点を主要課題と認識して取り組んでまいります。

(1) 登録建築家及び加盟建設会社の獲得並びにスタジオ展開の促進

ASJ建築家ネットワーク事業におきましては、登録建築家と加盟建設会社が運営するスタジオが重要な役割を担っております。平成26年3月末現在の登録建築家数は2,465名、スタジオ数は198スタジオであります。ASJ建築家ネットワーク事業は、稼働中のスタジオの平均運営期間は4年8ヶ月と短く、これから本格成長時期を迎える段階であります。

全国の新設住宅着工戸数(出所:国土交通省)における持家についてみますと、平成25年度の約35万戸に対し、加盟建設会社が同期間に工事請負契約した戸数は605戸でシェア0.17%と僅かであり、ASJ建築家ネットワーク事業の潜在顧客需要は大きく、「建築家との家づくり」というマーケットの創造はこれからという段階であるものと考えております。

当社は、ASJ建築家ネットワーク事業を拡大し業績の向上を図るべく、引き続きリクルート活動を強化する 等、登録建築家及び加盟建設会社の獲得とスタジオ展開の促進に注力していく方針であります。

(2) 必要な人材の獲得等

加盟建設会社及び各スタジオを担当するSVは、加盟建設会社に協力して各スタジオにおけるイベントの企画・運営をサポートするとともに、建築家及び建設会社のリクルート活動や登録建築家及び加盟建設会社が運営する各スタジオに対して営業支援、各種コンサルティング活動を行ったり、ASJ建築家ネットワーク事業におきまして重要な職務を担っております。今後もSVにつきましては、人材の獲得と養成を行うことにより個々の質的な向上を図ることが重要であると考えております。また、公平な人事制度の確立を目指すとともに、魅力ある職場づくりの一環として福利厚生制度の充実も図ってまいります。

有価証券報告書

(3) ITの活用

顧客情報をデータベース化し、進捗管理等の一元管理が可能となる情報管理システム(A-POS)の効果的な活用を行っております。また、顧客、登録建築家及び加盟建設会社が、家づくりを進める過程で必要とされる基礎データを提供する建築家対応積算ソフト(COSNAVI)を、インターネットを利用して提供しております。

今後、事業規模の拡大にともない、A-POS及びCOSNAVIの機能をさらに進化させ、業務の効率化を一層進めることが重要であると考えております。今後は事業の拡大に応じて本社スタッフの事務処理量も膨大になることが予想されることから、各種の管理システム等の導入等も検討し、さらに業務の効率化に取り組んでまいります。

(4) 資材販売の強化等

業績への寄与度の向上を図るべく、加盟建設会社のニーズに対応して建設資材の一部集中購買及び販売を開始しており、今後さらに拡大を図ることとしておりますが、資材販売に関してマーケットサイド(ASJアカデミー会員・登録建築家・加盟建設会社)と供給サイド(資材メーカー・商社・代理店)を有機的に結合させたニュービジネスの可能性も検討してまいります。即ち、ASJ建築家ネットワーク事業は今後拡大が見込まれ、建設資材や住宅設備メーカー等にとって魅力的なマーケットとなることが想定されます。そこで、当社の独自開発であるA-POSとCOSNAVIを融合して、ASJポータルサイトとしてマーケットサイドのみならず供給サイドの資材メーカー・商社・代理店といった協力業者にも利用の輪を広げ、新たな収益の柱に育てていきたいと考えております。

(5) 内部管理体制の強化

当社事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査室による定期的モニタリングの実施と監査役や監査法人との良好な意思疎通を図ることにより適切に運用しておりますが、経営の適切性や健全性を確保しつつ、全社的に効率化された組織体制の構築に向けて、さらに内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要であると考えられる事項については、積極的に記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、別段の表示がない限り、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境について

当社のASJ建築家ネットワーク事業は、景気動向、人口動態、地価の推移、金利動向、住宅に関わる税制、雇用情勢等の影響を受ける可能性があります。近年、デザイナーズ住宅、個々のライフスタイルを重視した住宅等に対するニーズは高まる傾向にありますが、上記の諸情勢が悪化した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 収益構造について

登録建築家の確保について

各スタジオにおいて開催されるイベントでは、複数の登録建築家がブースを構えてイベント参加者に対して直接、自らの設計コンセプト等のプレゼンテーションを行い、ASJアカデミー会員への入会を促進いたします。 入会したASJアカデミー会員は、登録建築家の中から自分に合った建築家を選定し、プランニングコースを利用して、建築設計・監理業務委託契約、そして工事請負契約の締結という流れになります。したがって、当社がプレゼンテーション能力の高い登録建築家を確保できなくなった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

スタジオの展開について

ASJ建築家ネットワーク事業におきましては、加盟建設会社が運営するスタジオが重要な役割を担っております。加盟建設会社が複数のスタジオを運営するケースはありますが、原則として地域ごとにフランチャイズ制をとっており、20~30万世帯の人口圏に1スタジオを展開する方針であります。建設会社とフランチャイズ契約(ASJスタジオ運営契約)を締結するにあたっては、当該建設会社の施工技術や施工実績等を総合的に勘案して当該契約を締結しておりますが、当社が望むレベルの建設会社との契約が締結できない場合には、スタジオの新規展開に支障が生じるため、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

加盟建設会社の経営について

加盟建設会社は、各々が展開する地域経済の状況に大きく影響を受ける傾向があります。加盟建設会社が、経営状況の悪化や、予期せぬ理由によりASJ建築家ネットワーク事業を継続することが困難となった場合は、スタジオ数の減少や債権回収期間の長期化、貸倒引当金計上の増加等、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

完成保証について

ASJ建築家ネットワーク事業において、加盟建設会社が顧客と工事請負契約を締結した後、当社は、ASJスタジオ運営契約書に規定する一定の条件(居住物件であって商用物件・収益物件でないこと。居住物件であっても工事請負金額が1億円未満であること等。)を満たす場合、施主に対し工事完成保証書を交付しております。工事完成保証は、工事請負者である加盟建設会社が倒産等により当該工事を継続できなくなった場合、当社が当該施工物件の完成・引渡しの保証を行うものであり、当該保証に係る義務が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

第4四半期への売上集中について

当社は、例年3月に顧客と加盟建設会社との工事請負契約が増加し、第4四半期に売上計上が集中する傾向があります。しかしながら、諸事情により想定どおりに工事請負契約が締結されなかった場合は、第4四半期の売上高が計画未達となるおそれがあり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

人材の確保について

当社のSVは、加盟建設会社に協力して各スタジオにおけるイベントの企画・運営をサポートするだけではなく、登録建築家・加盟建設会社に対する各種コンサルティングや新規の建築家・建設会社のリクルート等ASJ建築家ネットワーク事業のけん引役となって活動しております。当社はASJ建築家ネットワーク事業を拡大するうえでSVの増員と質的向上を図っていく方針であります。しかしながら、必要とする人材確保ができない場合には、ASJ建築家ネットワーク事業の展開に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

競合について

わが国人口の減少傾向にある中、一般的に住宅建設の需要は、今後減少していく傾向にあるといわれております。こうした事業環境の中にあって、登録建築家と加盟建設会社を結びつけ、両者の協力のもとで行う家づくりは、住宅建設市場全体からみればニッチな分野ながら成長が期待できる有望な市場であることから、新規参入の増加による競争激化の可能性が考えられます。競争の激化やそれに伴う価格競争が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 小規模組織について

当社は、平成26年3月末現在、取締役4名(うち非常勤取締役1名)、監査役3名(うち非常勤監査役2名)、従業員58名の人員数で事業を展開しており、会社の規模に応じた内部管理体制や業務執行体制となっております。このため、業容拡大に応じた人員の確保が順調に進まず役職員による業務執行に支障が生じた場合、あるいは役職員が予期せず退社した場合には、内部管理体制や業務執行体制が有効に機能せず、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 特定人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役社長である丸山雄平は、当社の最高責任者として経営方針及び事業戦略等を決定するとともに、ASJ建築家ネットワーク事業の運営、特に多くの建築家との人脈の構築等により、当社ビジネス全般について重要な役割を果たしております。

当社は、経営ノウハウの共有、権限委譲や組織の整備、さらには新たな人材の獲得等により、丸山雄平に過度に依存しない事業体制の構築に努めてまいりますが、何らかの理由で丸山雄平が業務を執行することが困難となった場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 法的規制について

住宅の建設につきましては建築基準法、住宅の品質確保の促進等に関する法律(住宅品質確保促進法)、その他法令により規制を受けておりますが、今後、それらの法令の改廃又は新たな規制が設けられる場合には、当社の展開するASJ建築家ネットワーク事業が影響を受け、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(6) 特定の外部委託先への依存度について

当社は、ASJ建築家ネットワーク事業運営に関わるIT基幹システムのソフトウエア開発等について、外部委託先との連携を推進し、効果的な開発体制の構築に努めております。

外部委託先は、高度な専門性、業務の品質や迅速な対応等を勘案し、継続的に良好な提携関係を図ることが可能な取引先を選定しており、現状は株式会社イン・コントロールへの依存度が高くなっております。当社は、ハードウエアの構成やソフトウエアの開発プロセス等において諸施策を講じることにより、リスクの軽減を図っておりますが、同社の経営方針の変更等によっては、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 情報システムについて

当社では、経営の効率化、受注確率や生産性の向上等を目的として、独自開発したA-POS(情報管理システム)、COSNAVI(建築家対応積算ソフト)の基幹情報システムを構築しております。これらの情報システムに何らかの予期せぬ不具合やコンピュータウイルス等でシステムダウンやシステム障害が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 個人情報の管理について

ASJ建築家ネットワーク事業におきましては、加盟建設会社が運営するスタジオにおけるイベントへの来場者及び顧客の個人情報を当社、登録建築家及び加盟建設会社が共有しております。個人情報の管理につきましては、当社、登録建築家及び加盟建設会社はその紛失、盗難、改ざん及び漏えい等を防止するためデータの保管、不正アクセス及びコンピュータウイルス等に対する適正なセキュリティー対策を講じております。しかしながら、このような対策にもかかわらず、不測の事態により個人情報が流出した場合には、損害賠償、社会的信用の失墜等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。そのため、取締役及び従業員に付与されている新株予約権の行使が行われた場合は、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。なお、提出日現在における新株予約権による潜在株式数は74,000株であり、発行済株式総数1,522,000 株の4.86%に相当いたします。

(10) 自然災害等による影響について

地震や津波、台風等の自然災害により、人的・物的な被害が生じた場合、あるいはそれらの自然災害に起因する電力・ガス・水道・交通網の遮断により、当社や取引先の正常な事業活動が阻害された場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 減損会計の適用について

当社は、経営環境の変化や経済的要因等により、固定資産について減損損失を計上する必要が生じた場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

ASJスタジオ運営契約

当社は、加盟建設会社との間で、以下のようなASJスタジオ運営契約を締結しております。なお、契約内容の要旨は次のとおりであります。

契約内容	加盟者は、ASJ建築家ネットワーク事業に加入し、商標等の使用許諾及びノウ ハウの提供等を受ける。
契約期間	契約締結日から2年間。以後、契約期間満了6ヵ月前までに当社・加盟者のいずれからも解約の申し入れがない場合は、1年ごとに自動更新される。
加盟金	原則300万円
ロイヤリティ等	月額ロイヤリティ 1 スタジオ 一定額 請負契約ロイヤリティ 工事請負契約額の一定比率

ASJ建築家登録契約

当社は、登録建築家との間で、以下のようなASJ建築家登録契約を締結しております。なお、契約内容の要旨は次のとおりであります。

契約内容	登録建築家は、ASJ建築家ネットワーク事業に加入することにより、当社から 顧客の紹介及び情報の提供等を受ける。
契約期間	契約締結日から1年間。以後、契約期間満了後、当社・登録建築家のいずれから も解約の申し入れがない場合は、1年ごとに自動更新される。
建築家登録に係る費用	登録費用・年会費・紹介費用等は無料とする。
プロモーションフィー	建築設計・監理業務委託契約に基づく各スタジオへの設計料等の請求金額の一定 比率

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を合理的に勘案し判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当事業年度末における総資産は1,773,208千円となり、前事業年度末と比べて646,449千円増加いたしました。 流動資産は前事業年度末に比べ、602,591千円増加し、1,536,197千円となりました。これは主に現金及び預金の増加727,635千円、売掛金の減少60,918千円、未収入金の減少29,515千円等によるものです。

固定資産は前事業年度末に比べ、43,858千円増加し、237,011千円となりました。これは主に長期前払費用の増加 6,415千円、差入保証金の増加32,038千円等によるものです。

(負債)

当事業年度末における負債合計は450,665千円となり、前事業年度末と比べて68,858千円減少いたしました。 流動負債は前事業年度末に比べ、10,770千円減少し、433,773千円となりました。これは主に、1年内返済予定の

長期借入金の減少23,210千円、未払金の減少3,777千円、未払法人税等の増加11,244千円等によるものです。

固定負債は前事業年度末に比べ、58,088千円減少し、16,892千円となりました。これは長期借入金の減少58,088 千円によるものです。

(純資産)

当事業年度末における純資産は1,322,543千円となり、前事業年度末と比べて715,308千円増加いたしました。これは資本金及び資本剰余金がそれぞれ286,685千円増加したこと、利益剰余金の増加141,938千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は、設計契約件数及び工事請負金額の増加等により、加盟建設会社からのロイヤリティ収入及び登録建築家からのプロモーションフィーが増加し、1,582,788千円(前年同期比17.3%増)となりました

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は、売上高の増加に伴い277,236千円(前年同期比17.3%増)となりました。この結果、売上総利益は1,305,551千円(前年同期比17.3%増)となりました。

有価証券報告書

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、株式公開に伴う支払手数料やイベント支援策の強化のため販売促進費が増加しましたが、のれんの償却額、広告宣伝費等の減少により1,033,374千円(前年同期比10.5%増)となりました。この結果、営業利益は272,177千円(前年同期比53.5%増)となりました。

(営業外損益、経常利益)

当事業年度においては、受取利息等の営業外収益926千円、株式公開費用等の営業外費用18,301千円を計上しております。この結果、経常利益は254,803千円(前年同期比44.1%増)となりました。

(当期純利益)

当事業年度においては、特別損失として工事完成保証損失引当金繰入額8,250千円を計上し、税引前当期純利益は246,553千円(前年同期比39.4%増)となりました。法人税等を104,614千円計上した結果、当事業年度における当期純利益は141,938千円(前年同期比35.1%増)となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況については、「第2事業の状況 1業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2事業の状況 4事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略の状況と見通し

当社の使命は、需要サイドでいえば、当社が提案・提供する「建築家を活用した建物づくり」というサービスを通して顧客に満足感を与えることであり、また、供給サイドでいえば、スタジオ運営会社においてAS」建築家ネットワーク事業が確実な収益メカニズムとして確立されるとともに、登録建築家にとって参画することの価値が高まることであると考えております。

現状、社会における認知度も低く、「建築家との家づくり」というマーケットの創造はこれからという段階であるものと認識しておりますが、当社は、多くの顧客にASJのプラットホームをご活用いただきたいと考えており、「建築計画のある方が、最寄りのASJのスタジオを利用するのは当たり前」を目指しております。

したがって、当社は、経営資源を戦略的かつ効果的に活用し、ASJ建築家ネットワーク事業の認知度向上に努めるとともに、事業の優位性をさらに確かなものとすることにより、社会的使命を果たしていくことで、企業価値の一層の向上を図ってまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社のASJ建築家ネットワーク事業は、現在に至るまで順調に拡大してまいりましたが、今後も持続的な成長を図るためには、ASJブランドイメージをさらに高め、かつブランドの一層の浸透を行うとともに、新規スタジオやASJアカデミー会員の増加、IT技術の活用等による生産性・顧客満足度の向上等、諸施策を積極的に実施してまいります。また、事業規模の拡大に合わせて適時に人材拡充を進めると同時に、組織・管理体制の整備等を図っていくことが重要であると認識しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度は、情報システムの構築等を目的として、26,585千円の設備投資を実施いたしました。その内容は、社内業務効率化のためのシステム開発費及びASJ建築家ネットワーク事業の加盟店運営にかかる業務効率の向上を図るためのソフトウエアの開発費であります。また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社はASJ建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社はASJ建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

平成26年3月31日現在

事業所名		帳簿価額(千円)				従業員数	
(所在地)	設備の内容	建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウエア	合計	(名)	
本社 (東京都港区)	統括業務施設		365	65,272	65,638	10	
大阪支店 (大阪市北区)	常設展示場、 管理業務施設	31,206			31,206	17	

- (注) 1.上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 現在休止中の主要な設備はありません。
 - 3.上記従業員数には、事業場外業務従事者(スーパーバイザー職)は含まれておりません。
 - 4. 本社及び大阪支店は賃貸物件であり、その内容は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区)	統括業務施設	10,285
大阪支店 (大阪市北区)	常設展示場、管理業務施設	62,471

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当事業年度末現在における重要な設備の新設の計画は、次のとおりであります。

なお、当社はASJ建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業所名		投資予定額				完成予定	完成後の
(所在地)	設備の内容 	総額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達方法	着手年月	年月	増加能力
本社 (東京都港区)	ソフトウエア	80,580		自己資金	平成26年 4月	平成29年 3月	(注) 2
横浜展示場 (横浜市西区)	常設展示場	122,694		自己資金	平成26年 3月	平成26年 4月	(注) 2

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 完成後の増加能力を具体的に算定することは困難であるため、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	4,800,000	
計	4,800,000	

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年 6 月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	
普通株式	1,522,000	1,522,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であります。
計	1,522,000	1,522,000	-	-

- (注) 1.発行済株式のうち、20,000株は現物出資(投資有価証券20千円)によるものであります。
 - 2. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権 (平成21年1月19日 臨時株主総会決議)

37 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	··· 5 // ·· · · · / · · · · · · · · · ·		
区分	事業年度末現在 (平成26年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)	
新株予約権の数(個)	25,000	25,000	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000	25,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000	1,000	
新株予約権の行使期間	平成23年1月31日から 平成28年1月30日まで	平成23年1月31日から 平成28年1月30日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	発行価格 1,000 資本組入額 500	
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡について は、当社取締役会の決議によ る承認を要する。	新株予約権の譲渡について は、当社取締役会の決議によ る承認を要する。	
代用払込みに関する事項	-	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項	(注) 4	(注) 4	

(注) 1. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

既発行 期整前 + 新規発行 1株当たり 調整後行使価額 = 株式数 イラー 行使価額 + 株式数 メ 払込金額

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

3.新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

4.当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権 の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、

調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い 日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

有価証券報告書

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)	
新株予約権の数(個)	49,000	49,000	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,000	49,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000	1,000	
新株予約権の行使期間	平成23年1月31日から 平成28年1月30日まで	平成23年1月31日から 平成28年1月30日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	発行価格 1,000 資本組入額 500	
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡について は、当社取締役会の決議によ る承認を要する。	新株予約権の譲渡について は、当社取締役会の決議によ る承認を要する。	
代用払込みに関する事項	-	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項	(注) 4	(注) 4	

(注) 1.当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

既発行 調整前 + 新規発行 1株当たり 株式数 × 行使価額 + 株式数 × 払込金額

調整後行使価額 =

既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円 未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

3.新株予約権の行使の条件

当社普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)が、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員(顧問を含む)いずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

4.当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権 の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、

調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い 日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

(o) 100110/19/20/000000 20 1 20 0012/01								
年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)		
平成22年 3 月25日 (注) 1	90,000	1,026,500	63,000	88,886	63,000	88,000		
平成22年4月1日~ 平成23年3月31日 (注)2	183,500	1,210,000	183	89,070	-	88,000		
平成25年12月17日 (注) 3	250,000	1,460,000	235,750	324,820	235,750	323,750		
平成26年 1 月15日 (注) 4	45,000	1,505,000	42,435	367,255	42,435	366,185		
平成25年4月1日~ 平成26年3月31日 (注)5	17,000	1,522,000	8,500	375,755	8,500	374,685		

(注) 1. 有償第三者割当によるものであります。

発行株式数60,000株発行価格1,400円資本組入額700円

割当先 安田企業投資 4 号投資事業有限責任組合

発行株式数30,000株発行価格1,400円資本組入額700円

割当先 ネオステラ 1 号投資事業有限責任組合

- 2. 新株予約権の行使による増加であります。
- 3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格2,050円引受価額1,886円資本組入額943円

4. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,886円 資本組入額 943円 割当先 野村證券株式会社

5. 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

	17,220 + 3							733 - 17 - 70 12	
	株式の状況(1単元の株式数100株)								
区分	政府及び		金融商品 その他の		外国法人等		個人	±1	単元未満 株式の状況
	地方公共 団体	金融機関	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	計	(株)
株主数 (名)	-	5	19	37	7	1	707	776	-
所有株式数 (単元)	1	3,215	675	1,552	95	11	9,668	15,216	400
所有株式数の 割合 (%)	,	21.13	4.44	10.20	0.62	0.07	63.54	100.00	-

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

		十八人(5年3月31日現任
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
丸山 雄平	東京都大田区	458,500	30.12
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	105,000	6.90
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	89,000	5.85
A S J 従業員持株会	大阪市北区角田町8-1 梅田阪急ビルオフィ スタワー24階	87,800	5.77
株式会社ピュア・クリエイト	東京都大田区久が原3-9-2	83,500	5.49
髙橋 恒夫	東京都東村山市	80,000	5.26
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	77,100	5.07
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	47,000	3.09
松田 静夫		25,000	1.64
溝江 昭男	福岡市中央区	24,800	1.63
計		1,077,700	70.81

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	<u>平成26年3月31日現在</u> 内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	•	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,521,600	15,216	権利関係に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あります。
単元未満株式	普通株式 400	-	-
発行済株式総数	1,522,000	-	-
総株主の議決権	-	15,216	-

【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第2回新株予約権(平成21年1月19日 臨時株主総会決議)

	····
決議年月日	平成21年1月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第3回新株予約権(平成21年1月19日 臨時株主総会決議)

为 3 四利1	成 丿
決議年月日	平成21年1月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

⁽注) 付与対象者の退職及び権利行使により、当事業年度末現在の付与対象者の区分及び人数は、当社の従業員17名 となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、経営体質の強化と将来の事業展開のための十分な内部留保に意を用いた上で、経営成績及び財政状態を勘案した利益還元を行っていくことを基本方針としております。

現在、当社は内部留保の蓄積により財務体質を充実させ、経営基盤の強化を図ることを当面の最優先事項と考え、配当を実施しておりませんが、配当を行う場合は期末の年1回の配当を行うことを基本方針としており、その決定機関は株主総会であります。

なお、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議により、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保金の使途につきましては、今後の事業展開に即して、有効利用していく所存であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期 第4期		第5期	第6期	第7期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	-	-	-	-	5,390
最低(円)	-	-	-	-	2,460

- (注) 1.最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における株価を記載しております。
 - 2. 当社株式は、平成25年12月18日付で東京証券取引所(マザーズ)に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年 1 月	2月	3月
最高(円)	1	-	5,390	4,745	3,505	3,855
最低(円)	-	-	3,765	3,420	2,551	2,460

- (注) 1.最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における株価を記載しております。
 - 2. 当社株式は、平成25年12月18日付で東京証券取引所(マザーズ)に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
			昭和56年4月	三谷商事㈱入社			
				平成 8 年10月	機夢達人設立 代表取締役		
代表取締役 社長	-	丸山 雄平	昭和31年8月15日生	平成16年 4 月 	旧アーキテクツ・スタジオ・ジャ パン㈱(平成20年1月にイーケンセ ツ・ドットコム㈱に商号変更)取 締役	(注) 3	458,500
				 平成19年 9 月			
				^{一/成19年9万} 平成19年11月	尚紅代表取締役 当社代表取締役社長(現任)		
				昭和43年4月	中小企業金融公庫入庫		
				平成13年5月	中小正亲金融公准八准 同公庫理事		
	管理本部・			平成13年5月 平成16年6月			
常務取締役	事業開発本 部所管、管	松田静夫	昭和19年12月11日生	平成10年 0 月 	大阪中小企業投資育成㈱常務取締 役 	(注) 3	25,000
	理本部長			平成20年6月	当社常務取締役 管理本部長		
				平成23年10月	当社常務取締役 管理本部・事業 開発本部所管、管理本部長(現任)		
				昭和43年4月	西松建設㈱入社		
				平成12年5月	(㈱ザウスコミュニケーションズ設		
	ASJ事業本 部・技術開 常務取締役 発本部所 髙橋 恒夫		恒夫 昭和25年3月30日生	平成19年9月	旧アーキテクツ・スタジオ・ジャ パン㈱(平成20年1月にイーケン セツ・ドットコム㈱に商号変更) 取締役		
常務取締役		 髙橋 恒夫		 平成19年11月	 当社取締役	(注)3	80,000
	管、技術開 発本部長			 平成21年3月 	 アーキテクツテクノロジー東京㈱ 設立 代表取締役		
				 平成22年4月 	 当社常務取締役 ASJ事業本部 長兼技術本部長		
				平成23年10月	当社常務取締役 ASJ事業本 部・技術開発本部所管、技術開発 本部長(現任)		
				昭和48年4月	フジタ工業㈱(現 ㈱)フジタ)入社		
				平成2年4月	米国Fujita Research Inc.社長		
				平成12年4月	(㈱フジタ環境創造事業本部副事業 本部長兼エンジニアリング事業部 長		
取締役	-	 川村 健一 (注)1	昭和24年 2 月16日生	平成15年10月	特定非営利活動法人 サスティナ ブル・コミュニティ研究所代表理 事・所長(現任)	(注) 3	10,000
		平成16年4月	旧アーキテクツ・スタジオ・ジャ パン㈱(平成20年 1 月にイーケン セツ・ドットコム㈱に商号変更) 取締役				
				平成17年4月	 広島経済大学教授(現任)		
				平成19年11月	当社取締役(現任)		
			平成元年4月	エヌイーディー(株)入社			
		 和泉 利治		平成11年3月	 安田企業投資㈱入社	l	
常勤監査役	-	(注)2	昭和33年2月5日生	平成22年4月	同社業務推進部長兼投資第二部長	(注) 4	-
				平成23年6月	 当社常勤監査役(現任)		

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
				平成 4 年10月	協立監査法人入社		
				平成9年7月	山下会計事務所開設		
監査役	-	山下 和広 (注)2	昭和40年4月25日生	平成17年12月	税理士法人フィールズ設立代表社 員(現任)	(注) 4	-
		(12) 2		平成20年7月	監査法人フィールズ設立代表社員 (現任)		
				平成22年9月	当社監査役(現任)		
				平成 2 年10月	太田昭和監査法人(現 新日本有限 責任監査法人)入社		
				平成10年10月	㈱稲田商会取締役		
				平成12年10月	監査法人トーマツ(現 有限責任監 査法人トーマツ)入社		
監査役	-	津田 和義 (注)2	昭和41年1月13日生	平成15年8月	㈱エム・エム・ティー取締役	(注)4	-
		(,= / -		平成20年 3 月	(梯プレイントラスト設立 代表取 締役(現任) 津田和義公認会計士・税理士事務 所開設代表(現任)		
				平成22年9月	当社監査役(現任)		
	計						

- (注) 1.取締役川村健一は、社外取締役であります。
 - 2.監査役和泉利治、山下和広及び津田和義は、社外監査役であります。
 - 3. 平成25年8月30日開催の臨時株主総会終結の時から、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 4. 平成25年8月30日開催の臨時株主総会終結の時から、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 5.当社では、取締役の指揮・監督の下で業務執行を担当する執行役員制度を導入しております。執行役員は、ASJ事業本部長 森田耕吉、事業開発本部長 栗山佳津、管理部長 山口裕司の3名で構成されております。

有価証券報告書

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

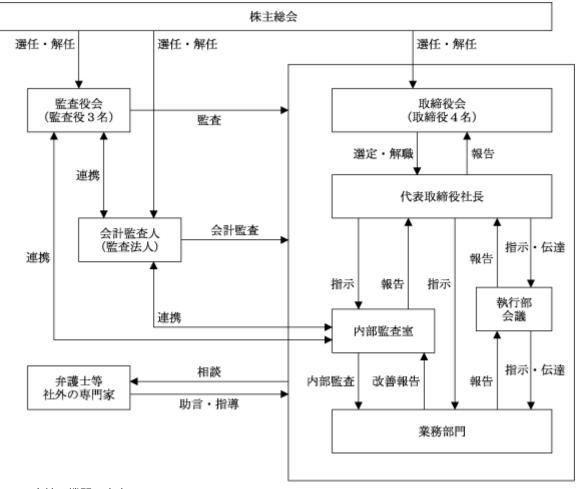
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を高め、健全なる事業活動を通じ企業価値の最大化を目指し、株式会社としての社会的責任を果たすことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。その実現のため、経営組織体制を整備し、諸施策を実施しております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システムの構築を図るとともに、コンプライアンス規程を制定し全役職員がコンプライアンス重視の意識の強化と、その定着を推進してまいります。

会社機関の内容

イ. 会社の機関・内部統制の関係図



口.会社の機関の内容

・取締役会

取締役会は、取締役4名でうち1名は社外取締役で構成されており、経営方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置づけ運営されております。取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて随時取締役会を開催して、経営判断の迅速化を図っております。取締役会では、経営計画、予算編成、その他経営全般に関する重要事項を審議・決定するとともに、月次業績等の重要な報告も行っております。また、監査役が取締役会に出席することで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

・監査役会

監査役会は、監査役3名(全員社外監査役)で構成され、うち1名は常勤監査役であります。また、社外監査役3名のうち2名は、税理士・公認会計士であり、主として会計、財務の観点より経営監視を行っております。監査役会は原則として毎月1回定期的に開催し、取締役会の意思決定の適法性等について意見交換されるほか、常勤監査役から取締役等の業務執行状況等の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。

・執行部会議

執行部会議は、代表取締役社長、常務取締役、執行役員及び部長等計11名、オブザーバーとして常勤監査役1名で構成されており、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として、取締役の業務執行及び管理機能を補填するために機能しております。執行部会議では、主として各部門長から当該部門の業務運営に関する重要事項や月次業績等の報告が行われるとともに、取締役からは重要事項の指示・伝達がなされ、それによって当該指示・伝達事項の周知徹底と、認識の統一を図る機関としても機能しております。執行部会議は、原則として毎月1回開催しております。

八. 内部監査及び監査役監査の状況

・内部監査

当社は、内部監査を担当する部署として、代表取締役社長直轄の独立した機関である内部監査室を設置し、内部監査担当者1名が専任として内部監査を実施しております。内部監査室は、経営諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討・評価を行い、業務執行の適正性と効率性を確保することを目的としております。

内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的及び必要に応じて会合を持ち、監査の方法や結果について情報交換を行うことで相互連携を図り、内部監査計画に基づいた内部監査により内部統制を行っております。監査結果につきましては、速やかに代表取締役社長へ報告し、監査結果を踏まえた改善指示により業務改善を行っております。

・監査役及び監査役会

当社は監査役会を設置しており、各監査役は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査役会は、監査に関する意見を形成するための協議機関かつ決議機関と位置づけ、各監査役は監査職務の遂行状況を監査役会の場で報告するとともに、監査役会を活用して監査の実効性の確保に努めております。

監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席し取締役の業務執行を監督するとともに、取締役・執行役員・従業員からの報告を受けるほか、常勤監査役は営業所への往査等、実行性のあるモニタリングに取り組んでおります。また、会計監査人(監査法人)や内部監査室との連携を密にし、定期的に会合を開催することにより監査に必要な情報の共有を図っております。

常勤監査役和泉利治は、企業金融分野における長年の経験を有しており、監査役山下和広及び津田和義は、公認会計士・税理士として会計、財務及び税務に関する相当程度の知見を有しております。

・内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役は、内部統制システムの整備・運用の状況を監視及び検証し、内部統制部門への必要な助言を実施しております。内部監査室は、内部統制システムの有効性を評価し、その結果を内部統制部門へ報告しております。また、内部統制部門と必要の都度、意見・情報の交換を通じて、監査役、内部監査室及び会計監査人との相互連携を行うことにより、監督又は監査の実効性の向上に努めております。

二. 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立した公正な立場から会計に関する監査を受けております。同監査法人に所属する公認会計士の近藤康仁氏及び淺野禎彦氏の2名が監査業務を遂行しており、同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。継続監査年数につきましては、両氏とも7年以内であるため、記載を省略しております。また、会計監査業務の遂行にあたり、必要に応じて同監査法人に所属する公認会計士等21名が補助者として業務を行っております。

ホ. 社外取締役及び社外監査役

・社外取締役及び社外監査役の員数

当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

・社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

当社は、社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割として、経営監視機能の客観性及び中立性を確保し、株主及び投資家の信頼に応えるコーポレート・ガバナンス体制を実現を図ることであると考えております。

・社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役川村健一と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、同氏は広島経済大学教授及び特定非営利活動法人サスティナブル・コミュニティ研究所代表理事・所長を兼務しておりますが、当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。

社外監査役和泉利治、山下和広及び津田和義と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。また、山下和広は税理士法人フィールズ及び監査法人フィールズの代表社員であり、津田和義は株式会社プレイントラスト代表取締役及び津田和義公認会計士・税理士事務所の代表を兼務しておりますが、当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。

・社外取締役又は社外監査役の選任状況に関する考え方

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を明確に定めてはおりませんが、その選任に際しては一般株主と利益相反が生じるおそれがないよう、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考として判断しております。

・社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内 部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、内部統制部門と必要の都度、意見・情報の交換を通じて、監査役、内部監査室及び会計監査人と相互連携を行うことにより、監督又は監査の実効性向上に努めております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、企業理念の実現と事業目的の達成及び持続的な成長を確保するために、適切な内部統制システムを整備することは経営上最も重要な課題の一つであると認識しております。当社はその実現を図るべく、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しております。

- イ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促します。
 - ・取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図ります。
 - ・定例取締役会を原則として毎月1回開催し、経営事項の審議及び決議を行うとともに、各取締役の職務の執 行を監督します。
 - ・取締役及び従業員が遵守すべき取締役会規程をはじめとする諸規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。
 - ・コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに反する事態に備えるとともに、コンプライアンス規程等に準拠した意識・行動の向上を図ります。
 - ・内部通報制度運用規程に基づき、コンプライアンスに関する相談及び不正行為の早期発見等に関して、内部 通報の仕組みを適切に構築します。
 - ・財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切な財務報告に係る内 部統制システムの整備を行います。
 - ・内部監査部門として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施します。
 - ・反社会的勢力には組織的に毅然とした姿勢で対処し、一切の関係を遮断します。反社会的勢力による不当要 求等に対しては、必要に応じて警察等の関係機関や顧問弁護士との情報交換及び連携を図ります。
- 口. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会や取締役会等の議事録、計算書類、その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき適切な保存・管理を行います。

八. 損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会、リスク管理委員会等において迅速かつ十分な審議を行い、社内規程等に基づき適切な管理を行います。

- 二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会において各取締役の職務分担を決定し、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程 等により、各部門の権限と責任を明確にし、職務遂行の効率化を図るとともに、業務が適正に遂行される体 制を整備します。
 - ・取締役及び部門長等からなる執行部会議を設置し、業務の重要事項について審議を行い、経営計画の達成及 び会社業務の円滑な運営を図ります

- ホ. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 当社は、親会社及び子会社を有していないため、該当する事項はありません。
- へ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその 使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役が補助使用人を求めた場合は、監査役と協議のうえ、監査役の業務補助のための使用人を置きます。
 - ・補助使用人が監査役の業務補助を行うにあたっての指揮権は、監査役に委嘱されたものとして取締役の指揮・命令を受けません。
- ト、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び従業員は、法令に違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与 えるおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。
 - ・取締役及び従業員は、監査役から業務の執行状況について報告を求められたときは、迅速な対応を行います。
 - ・内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画及び結果等を随時報告します
- チ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、定期的に監査役会を開催し監査役相互の情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて随時協議を行います。
 - ・取締役及び部門長は、取締役会、執行部会議等の重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けます
 - ・監査役は、代表取締役社長、内部監査部門及び監査法人と会合の場を持ち、意見交換を行います。

財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準等に従い、内部統制運用規程を制定しその整備を図るとともに適切な体制をとっております。財務報告に係る内部統制システムの整備にあたっては、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、各部門の業務プロセスの統制活動を強化するとともに、内部監査室による全社的なモニタリング等を実施する枠組みを構築しております。

リスク管理体制の整備の状況

イ. リスク管理体制及び取組みの状況

当社は、リスク管理規程に基づき、将来発生する可能性のある自然災害や事故等の災害リスクや、法令等の 違反などのコンプライアンスリスク、業務プロセスにおけるミスや見落、重要情報の流失等のオペレーショナ ルリスク等に対処するため、リスク管理委員会を設置して組織的かつ適切なリスク管理を講じる体制をとって おります。

リスク管理委員会は、委員長を代表取締役社長とし、取締役等から選任した委員と弁護士等の外部の専門家 を顧問として構成し、リスクが顕在化した場合においては、人命の保護・救助を最優先として、リスク情報の 収集と対応策の検討・実施、再発防止策の策定等、リスク管理の実効性を高め、損失を最小限度に抑えるべく 対処することとしております。

ロ. コンプライアンス体制及び取組みの状況

当社は、コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進を図るためコンプライアンス規程を制定し、代表 取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置しております。当該委員会において、コンプラ イアンスの推進等に係る必要な事項の審議等を行い、全部門を指揮・監督してコンプライアンスに関する意識 の強化及び体制の向上を図っております。

八. 情報セキュリティ体制及び取組みの状況

当社は、重要情報の取扱い及びその管理等については、内部者取引管理規程、機密管理規程、個人情報保護規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、組織的かつ適切な対応をとっております。

役員報酬の内容

イ. 当社の平成26年3月期における役員報酬の内容は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)		対象となる			
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	役員の員数 (名)
取締役 (社外取締役を除く。)	52,800	52,800	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	15,900	15,900	-	-	-	4

口.提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

八.使用人兼務取締役の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

二.役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役の報酬については役位等に基づき取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。

取締役の定数

当社の取締役員数は、7名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

株主総会決議事項のうち取締役会で決議することができる事項

イ.中間配当

当社は、株主の皆様への機動的な利益還元を可能とすることを目的に、会社法第454条第5項の規定により、 取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりま す。

口. 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

八.取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の当社に対する同法第423条第1項の損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合において、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分発揮することを目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業	美年度	当事業年度		
監査証明業務に 非監査業務に 基づく報酬(千円) 基づく報酬(千円)		監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	
7,000	3,000	14,000	5,000	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、新規上場申請のための有価証券報告書(の部)作成及び内部統制報告制度の導入に関する助言・指導業務であります。

(当事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である株式公開準備に関する助言業務及びコンフォートレター作成業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人からの見積提案をもとに、当社の規模・業務内容等の観点から監査日数及び監査従事者の構成等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1.財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3.連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4.財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報の収集に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

	前事業年度	当事業年度
	(平成25年3月31日)	(平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	306,824	1,034,45
売掛金	300,231	239,31
商品	3,828	3,27
前払費用	15,484	13,62
繰延税金資産	15,478	19,18
従業員に対する短期貸付金	4,012	3,95
立替金	41,695	13,40
未収入金	266,261	236,74
その他	5,148	5,31
貸倒引当金	25,359	33,09
流動資産合計	933,606	1,536,19
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	31,601	31,46
工具、器具及び備品(純額)	650	36
有形固定資産合計	32,252	31,82
無形固定資産		
ソフトウエア	65,551	65,27
ソフトウエア仮勘定	3,990	7,66
無形固定資産合計	69,541	72,93
投資その他の資産		
従業員に対する長期貸付金	5,790	4,85
長期前払費用	18,895	25,3
差入保証金	52,428	84,46
破産更生債権等	8,299	5,38
繰延税金資産	2,899	2,99
その他	11,345	14,62
貸倒引当金	8,299	5,38
投資その他の資産合計	91,358	132,24
固定資産合計	193,152	237,01
資産合計	1,126,758	1,773,20

(単位:千円)

		(十四:113)
	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	22,040	28,874
1年内返済予定の長期借入金	43,358	20,148
未払金	235,353	231,575
未払費用	45,039	44,840
未払法人税等	62,186	73,431
前受金	669	357
預り金	21,301	16,977
賞与引当金	2,940	3,465
工事完成保証損失引当金	-	8,250
その他	11,656	5,854
流動負債合計	444,543	433,773
固定負債		
長期借入金	74,980	16,892
固定負債合計	74,980	16,892
負債合計	519,523	450,665
純資産の部		
株主資本		
資本金	89,070	375,755
資本剰余金		
資本準備金	88,000	374,685
資本剰余金合計	88,000	374,685
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	430,165	572,103
利益剰余金合計	430,165	572,103
株主資本合計	607,235	1,322,543
純資産合計	607,235	1,322,543
負債純資産合計	1,126,758	1,773,208
		·

【損益計算書】

1. 京風印井自 1		(単位:千円)
		当事業年度
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	1,349,179	1,582,788
売上原価		
商品期首たな卸高	5,878	3,828
当期商品仕入高	234,398	276,688
合計	240,276	280,516
商品期末たな卸高	3,828	3,279
売上原価合計	236,448	277,236
売上総利益	1,112,730	1,305,551
販売費及び一般管理費	935,407	1,033,374
営業利益	177,323	272,177
営業外収益		
受取利息	426	369
為替差益	476	-
受取手数料	300	272
助成金収入	700	-
保険返戻金	-	191
その他	25	93
営業外収益合計	1,928	926
営業外費用		
支払利息	2,234	1,310
株式公開費用	-	12,711
株式交付費	-	4,279
その他	152	-
営業外費用合計	2,386	18,301
経常利益	176,865	254,803
特別損失		
工事完成保証損失引当金繰入額	-	8,250
特別損失合計	-	8,250
税引前当期純利益	176,865	246,553
法人税、住民税及び事業税	77,843	108,417
法人税等調整額	6,075	3,802
法人税等合計	71,767	104,614
当期純利益	105,097	141,938

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本金	資本準備金	資本剰余金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		員 中午 開立	合計	繰越利益 剰余金	合計			
当期首残高	89,070	88,000	88,000	325,067	325,067	502,137	502,137	
当期変動額								
当期純利益				105,097	105,097	105,097	105,097	
当期変動額合計	-	-	-	105,097	105,097	105,097	105,097	
当期末残高	89,070	88,000	88,000	430,165	430,165	607,235	607,235	

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

(+12 - 11 -							
			株主	資本			
		資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金	その他 利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
		貝华神並	合計	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	89,070	88,000	88,000	430,165	430,165	607,235	607,235
当期変動額							
新株の発行	278,185	278,185	278,185			556,370	556,370
新株の発行 (新株予約権の行使)	8,500	8,500	8,500			17,000	17,000
当期純利益				141,938	141,938	141,938	141,938
当期変動額合計	286,685	286,685	286,685	141,938	141,938	715,308	715,308
当期末残高	375,755	374,685	374,685	572,103	572,103	1,322,543	1,322,543

【キャッシュ・フロー計算書】

	前事業年度	(単位:千円) 当事業年度
	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	176,865	246,553
減価償却費	23,257	27,743
のれん償却額	21,065	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	6,253	4,811
為替差損益(は益)	476	-
売上債権の増減額(は増加)	37,760	60,605
仕入債務の増減額(は減少)	2,213	6,834
受取利息	426	369
支払利息	2,234	1,310
株式公開費用	-	12,711
工事完成保証損失引当金の増減額(は減少)	-	8,250
未収入金の増減額(は増加)	48,596	29,515
未払金の増減額(は減少)	50,038	3,264
その他	14,805	34,703
	175,437	429,405
	324	267
利息の支払額	2,124	1,311
法人税等の支払額	22,717	102,149
	150,919	326,212
有形固定資産の取得による支出	-	4,127
無形固定資産の取得による支出	28,169	27,098
従業員に対する貸付けによる支出	4,950	12,200
従業員に対する貸付金の回収による収入	6,510	13,193
保険積立金の積立による支出	3,832	4,127
差入保証金の差入による支出	· <u>-</u>	33,570
長期前払費用の取得による支出	6,594	6,572
その他	228	844
	36,807	73,657
オ務活動によるキャッシュ・フロー		- ,
短期借入金の返済による支出	10,000	-
長期借入金の返済による支出	68,908	81,298
株式公開費用の支出	-	12,711
株式の発行による収入	-	552,162
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	16,928
財務活動によるキャッシュ・フロー	78,908	475,080
見金及び現金同等物に係る換算差額	476	-
元並及び現金同等物の増減額(は減少)	35,680	727,635
現金及び現金同等物の期首残高 現金及び現金同等物の期首残高	271,143	306,824
元並及び現金同等物の期末残高 見金及び現金同等物の期末残高	306,824	1,034,459

【注記事項】

(重要な会計方針)

1.たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15~18年

工具、器具及び備品 4年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度において負担すべき額を計上しておりま *

(3) 工事完成保証損失引当金

加盟建設会社の倒産等により工事の継続が不能となった物件について、当該物件の完成・引渡しに係る費用を見積り、当社が保証すべき額を計上しております。

5.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

以下の事項について、記載を省略しております。

・財務諸表等規則第121条に定める第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「保険積立金」及び「流動負債」の「未払 消費税等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示 方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「投資その他の資産」に表示していた「保険積立金」11,345千円、は「その他」11,345千円、「流動負債」に表示していた「未払消費税等」11,656千円は「その他」11,656千円として組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「たな卸資産の増減額(は増加)」、「長期前払費用償却額」、「賞与引当金の増減額(は減少)」、「未払費用の増減額(は減少)」は、金額性重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「たな卸資産の増減額(は増加)」2,049千円、「長期前払費用償却額」1,137千円、「賞与引当金の増減額(は減少)」150千円、「未払費用の増減額(は減少)」3,758千円は「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)	
- 有形固定資産の減価償却累計額	16,220千円	20,773千円	

(損益計算書関係)

販売費及び一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	(自 至	前事業年度 平成24年 4 月 1 日 平成25年 3 月31日)	(自 至	当事業年度 平成25年4月1日 平成26年3月31日)
給料手当		276,768千円		292,378千円
賞与引当金繰入額		2,940千円		3,465千円
旅費交通費		93,437千円		106,589千円
販売促進費		75,696千円		131,405千円
貸倒引当金繰入額		7,484千円		8,226千円
減価償却費		23,257千円		27,743千円
おおよその割合				
販売費		19.1%		21.5%
一般管理費		80.9%		78.5%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,210,000			1,210,000

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,210,000	312,000		1,522,000

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

公募増資による増加 250,000株

第三者割当増資による増加 45,000株

ストック・オプションの権利行使による増加 17,000株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4.配当に関する事項 該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	(自 至	前事業年度 平成24年4月1日	(自 至	当事業年度 平成25年4月1日
 現金及び預金勘定		平成25年3月31日) 306.824千円		平成26年 3 月31日) 1,034,459千円
		,		, , ,
現金及び現金同等物		306.824千円		1.034.459千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の 社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を適宜、把握する体 制としております。

差入保証金は主に本社及び事務所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。 営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金は主に営業取引及び設備投資等に係る資金調達です。金利の変動リスクを回避するため、固定金利としております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)。

前事業年度(平成25年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	306,824	306,824	-
(2) 売掛金	300,231		
貸倒引当金(1)	13,676		
	286,554	286,554	-
(3) 未収入金	266,261		
貸倒引当金(2)	11,213		
	255,047	255,047	-
(4) 差入保証金	50,777	25,723	25,054
資産計	899,204	874,150	25,054
(1) 未払金	235,353	235,353	-
(2) 未払法人税等	62,186	62,186	-
(3) 長期借入金(3)	118,338	119,123	785
負債計	415,877	416,662	785

当事業年度(平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,034,459	1,034,459	-
(2) 売掛金	239,313		
貸倒引当金(1)	15,164		
	224,149	224,149	-
(3) 未収入金	236,745		
貸倒引当金(2)	17,117		
	219,628	219,628	-
(4) 差入保証金	82,728	54,041	28,687
資産計	1,560,965	1,532,278	28,687
(1) 未払金	231,575	231,575	-
(2) 未払法人税等	73,431	73,431	-
(3) 長期借入金(3)	37,040	37,296	256
負債計	342,046	342,303	256

- (1)売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
- (2)未収入金に対応する貸倒引当金を控除しております。
- (3)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 差入保証金

賃貸借契約終了により将来回収が見込まれる保証金から、将来発生が予想される原状回復見込額を控除したものについて、その将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

<u>負</u>債

- (1) 未払金、(2) 未払法人税等
 - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引い て算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	平成25年 3 月31日 平成26年 3 月31日		
差入保証金	1,650	1,738	

差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては「(4)差入保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成25年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	306,824	-	-	-
売掛金	300,231	-	-	-
未収入金	266,261	-	-	-
合計	873,317	-	-	-

差入保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

当事業年度(平成26年3月31日)

<u> </u>				
	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,034,459	-	-	-
売掛金	239,313	-	-	-
未収入金	236,745	-	-	-
合計	1,510,519	-	-	-

差入保証金については返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成25年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	43,358	36,708	32,712	5,560	1	-

当事業年度(平成26年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	20,148	16,892		1	-	-

(ストック・オプション等関係)

1.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成21年 第 2 回ストック・オプション	平成21年 第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数	当社の取締役1名	当社の従業員23名
株式の種類別のストッ ク・オプション数	普通株式 25,000株	普通株式 69,000株
付与日	平成21年 1 月30日	平成21年 1 月30日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者が、当 社又は当社子会社の取締役、監査役 又は従業員のいずれの地位をも喪失 した場合、新株予約権の行使は認め られず、当該新株予約権は、会社法 第287条の規定により消滅する。た だし、定年退職その他取締役会が正 当な理由があると認めた場合は、こ の限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その 者の相続人は新株予約権を行使する ことができる。	当社普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。新株予約権の割当を受けた者が、当社又は従業員のいずれの地位をも認められず、当該新株予約権の行使は認められず、当該新株予約権は、会社法第287条の規定により消滅する。ただし、定年退職その他取締役会がこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年 1 月31日 ~ 平成28年 1 月30日	平成23年 1 月31日 ~ 平成28年 1 月30日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成26年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成21年 第 2 回ストック・オプション	平成21年 第3回ストック・オプション
権利確定前(株)		
前事業年度末		66,000
付与		
失効		
権利確定		66,000
未確定残		
権利確定後(株)		
前事業年度末	25,000	
権利確定		66,000
権利行使		17,000
失効		
未行使残	25,000	49,000

単価情報

	平成21年 第 2 回ストック・オプション	平成21年 第3回ストック・オプション
権利行使価格(円)	1,000	1,000
行使時平均株価(円)		3,617
付与日における公正な 評価単価(円)		

2.ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価 単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積り方法によっております。また、本源的価値を算定する基礎とな る自社株式の評価額は、純資産法に基づいて算出した価格を基礎として算定しております。

株式の評価額と新株予約権の行使価格により本源的価値を算定した結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなったため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとしております。

- 3.ストック・オプションの権利確定数の見積方法
 - 将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。
- 4.ストックオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
 - (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 146,520千円
 - (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

45,455千円

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,530千円	3,796千円
貸倒引当金	10,158千円	12,226千円
賞与引当金	1,159千円	1,234千円
工事完成保証損失引当金	- 千円	2,940千円
差入保証金	1,358千円	1,823千円
その他	169千円	158千円
— 繰延税金資産合計	18,377千円	22,179千円

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった 主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年 3 月31日)	当事業年度 (平成26年 3 月31日)
法定実効税率	-	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	2.4%
住民税均等割	-	0.5%
税率変更による影響	-	0.8%
その他	-	0.6%
	-	42.4%

⁽注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に交付され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。また、当事業年度中に資本金が1億円超となり、外形標準課税が適用されることとなりました。これらに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の39.4%から35.6%に変更されております。

この変更により、繰延税金資産及び法人税等調整額に及ぼす影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ASJ建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、ASJ建築家ネットワーク事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等 の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	丸山 雄平			当社代表取締役社長	(被所有) 直接 40.4 間接 6.9	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証	118,338		

- (注) 1.上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社の金融機関からの借入金に対し、当社代表取締役社長 丸山 雄平が保証債務を行っております。 なお、当社はこれらに係る保証料の支払は行っておりません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

(11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		
	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	501円85銭	868円95銭
1 株当たり当期純利益金額	86円86銭	109円70銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	- 円 - 銭	108円29銭

- (注) 1.前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式はありますが、当社株式は 非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 - 2.当社は、平成25年12月18日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
 - 3.1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

<u> </u>		
項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	105,097	141,938
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	105,097	141,938
普通株式の期中平均株式数(株)	1,210,000	1,293,843
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		-
普通株式増加数(株)	-	16,858
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成21年第2回新株予約権 (株式の数25,000株)、平成 21年第3回新株予約権(株式 の数66,000株) なお、これらの詳細は、(ス トック・オプション関係)に 記載のとおりであります。	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	41,114	4,127	-	45,241	13,781	4,268	31,460
工具、器具及び備品	7,358	-	-	7,358	6,992	285	365
有形固定資産計	48,472	4,127	•	52,599	20,773	4,553	31,826
無形固定資産							
ソフトウェア	108,860	22,910	-	131,770	66,497	23,189	65,272
ソフトウェア仮勘定	3,990	27,730	24,055	7,665	-	-	7,665
無形固定資産計	112,850	50,640	24,055	139,435	66,497	23,189	72,937
投資その他の資産							
長期前払費用	24,473	6,594	22	31,045	5,734	156	25,310
投資その他の資産計	24,473	6,594	22	31,045	5,734	156	25,310

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア

情報システム構築等

22,910千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	43,358	20,148	1.5	
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	74,980	16,892	1.5	平成27年4月~ 平成28年3月
合計	118,338	37,040		

- (注) 1.「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2 . 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

H/\				
区分	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	16,892	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	33,659	24,356	3,414	16,130	38,471
賞与引当金	2,940	3,465	2,940	-	3,465
工事完成保証損失引当金	1	8,250	1	ı	8,250

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)のうち13,921千円は、一般債権の洗替による戻入額であり、2,208千円は個別債権の回収可能性の見直しによる戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ.現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	1,034,459

口.売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
A T インターナショナル(株)	16,882
阿佐建築工務㈱	11,527
㈱江藤社	8,861
米元建設工業㈱	7,599
(株)上村工建	6,217
その他	188,224
合計	239,313

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
				(C)	(A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	(A) + (B)	2
				× 100	(B)
					365
300,231	1,517,114	1,578,033	239,313	86.8	64.9

八.商品

区分	金額(千円)
書籍	3,279
合計	3,279

二.未収入金

相手先	金額(千円)
A Tインターナショナル(株)	23,696
米元建設工業㈱	10,141
㈱上村工建	9,174
㈱ウルテック	8,432
㈱ヤマシタ工務店	8,128
その他	177,172
合計	236,745

流動負債

イ.買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
㈱朝日オリコミ大阪	4,672
中日本印刷㈱	3,972
㈱ユタカ	3,816
(株)パズル	3,515
弘栄印刷(株)	2,795
その他	10,101
合計	28,874

口. 未払金

相手先	金額(千円)
(株)一級建築士事務所設計組織DNA	8,089
(有藤原·室建築設計事務所	5,855
(株)キューボデザイン建築計画設計事務所	5,772
(有)カシワギ・スイ・アソシエイツ―級建築士事務所	3,885
川畑昌弘建築工房	3,872
その他	204,099
合計	231,575

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高	(千円)	-	884,100	1,195,424	1,582,788
税引前四半期(当期) 純利益金額	(千円)	1	263,080	257,747	246,553
四半期(当期)純利益 金額	(千円)	1	158,282	153,711	141,938
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	1	130.81	125.62	109.70

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額又は (円) 1株当たり 四半期損失金額()	-	93.97	3.65	7.81

⁽注) 当社は、第7期第2四半期から四半期財務諸表を作成しているため、第1四半期に係る四半期情報については 記載しておりません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 電子公告掲載URL http://www.asj-net.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
 - 1.会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2 . 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3.募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】 当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出(ブックビルディング方式による売出し) 平成25年11月13日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を平成25年11月29日及び平成25年12月9日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第7期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年2月14日関東財務局長に提出。

EDINET提出書類 アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社(E30119) 有価証券報告書

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月25日

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 康 仁 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 淺 野 禎 彦

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象に含まれていません。